

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現に関する意見書

平成16年度における国の予算編成は、「三位一体の改革」の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるをえず、著しく地方の信頼関係を損ねる結果となりました。

こうした中、政府におかれては、去る6月4日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、「三位一体の改革」に関連して、おおむね3兆円規模の税源移譲を前提として、地方公共団体からの具体的な国庫補助負担金改革を取りまとめることが要請されたところであります。

地方六団体は、この要請に対し、去る8月24日に、国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定条件を下に、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税の在り方、国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金等に関する改革案」を政府に提出したところであります。

よって、政府におかれては、三位一体の改革の全体像を早期に明示するとともに、地方六団体が取りまとめた今回の改革案と我々地方公共団体の思いを真しに受けとめられ、次の前提条件をじゅうぶん踏まえ、その早期実現を強く要望いたします。

1 国と地方の協議機関の設置

地方の意見が確実に反映することを担保とするため、国と地方六団体との協議機関を設置することをこの改革の前提条件とする。

2 税源移譲との一体的実施

今回の国庫補助負担金改革のみを優先させることなく、これに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的、同時に実施すること。

3 確実な税源移譲

今回の国庫補助負担金改革は、確実に税源移譲が担保される改革とすること。

4 地方交付税による確実な財政措置

税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税により確実な財源措置を行うこと。また、地方交付税の財源調整、財源保障の両機能を強化するとともに、地方財政全体及び個々の地方公共団体に係る地方交付税の所要額を必ず確保すること。

5 施設整備事業に対する財政措置

廃棄物処理施設、社会福祉施設等は、臨時的かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、地方債と地方交付税措置の組合せにより万全の財政措置を講じること。

6 負担転嫁の排除

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止、生活保護費負担金等の補助負担率の切下げ、単なる地方交付税の削減等、地方への一方的な負担転嫁は絶対に認められないこと。

7 新たな類似補助金の創設禁止

国庫補助負担金改革の意義を損ねる類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金等の創設は認められないものであること。

8 地方財政計画作成に当たっての地方公共団体の意見の反映

地方財政対策、地方財政計画の作成に当たっては、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うとともに、地方公共団体の意見を反映させる場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成16年10月5日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

郵政事業の改革に関する意見書

政府は、平成16年9月10日、郵政民営化の基本方針を閣議決定し、経営の自由度の拡大、民間とのイコルフットィングの確保、事業毎の損益の明確化と事業間のリスク遮断の徹底を図る観点から、平成19年4月に日本郵政公社を民営化し、持株会社のもと窓口ネットワーク会社、郵便事業会社、郵便貯金会社及び郵便保険会社として独立させる方針が決定されました。

郵政三事業の在り方については、今日まで歴史的にさまざまな議論がなされてきており、その結果「郵政公社法」が制定され、平成15年4月から日本郵政公社のもとに三事業が運営されています。

全国約2万4,700の郵便局を通じて、ユニバーサルサービスとして三事業を全国公平に提供するとともに、各自治体との連携により住民票や納税証明等の交付事務を行うなど、国民生活の安定向上と福祉の増進に大きく寄与し、地域の過疎化、少子・高齢化が進展する中で、郵便局のネットワークの役割、重要性はさらに大きくなるものと考えられます。

よって、政府におかれては、こうした観点から、郵政事業の今後の改革に当たっては、スタートした日本郵政公社の経営の効率化やサービスの改善等の成果をじゅうぶん検証するとともに、拙速な分割・民営化議論を進めるのではなく、郵政事業の果たす社会的役割の重要性を踏まえ、国民の意見を聞いて慎重な審議をされるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成16年10月5日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

緊急地域雇用創出特別交付金の継続、改善に関する意見書

長引く不況とリストラの進行により、雇用不安は未だ改善されることなく、年金・医療・介護などの社会保障制度の給付削減や負担増により、生活の実態はたいへん厳しいものとなっています。こうした中で、失業者の就労対策事業として、11年度から3年間、緊急地域雇用特別交付金を実施され、その後も、14年度から16年度末まで継続されています。

この交付金事業は、雇用期間が6か月で、予算額が小額であるなど、ふじゅうぶんな点もあるものの、失業者のつなぎ就労として役割を果たしてきています。

しかしながら、この交付金は平成17年3月で終了することとなり、政府におかれては、その後の対応策について明確な方向を示されておられません。

交付金事業を、最初の実施した平成11年の完全失業率は4%台でしたが、現在は5%台、完全失業者は350万人以上にのぼり、雇用・失業情勢が制度開始以前の状態まで好転する状況にはありません。

よって、政府におかれては、次の事項を実現されるよう強く要請いたします。

- 1 現在、実施している緊急地域雇用創出特別交付金を17年度以降も継続して実施すること。
 - 2 継続に当たっては、失業者の就労に役立つよう、実施項目や運用方法を、実施主体である地方自治体が運用しやすいよう改善すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成16年10月5日

尼崎市議会議長

関係大臣 あて

心身障害者（児）医療費助成制度拡充に関する意見書

平成5年、心身障害者対策基本法は障害者基本法に改正され、医療と保健の対象でしかなかった精神障害者が初めて福祉サービスの対象となる障害者に位置付けられ、また、障害者とは身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいうと定義されました。

しかし、依然として精神障害者への福祉サービスは、知的障害者、身体障害者への福祉サービスと比較しても後れを取っている状態であります。

県におかれては、心身障害者（児）医療費助成制度の対象者を精神障害者に拡大することについて、方向性を示すとされていますが、医療費負担が障害当事者やその家族に大きなものとなっている実態をみると、その実現が望まれるところであります。

よって、県におかれては、早期に精神障害者を他の障害者と同様、心身障害者(児)医療費助成制度の対象とされるよう強く要望いたします。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成16年10月5日

尼崎市議会議長

兵庫県知事 あ て